

家庭での取り組み

H17 (基準年)	H26 (現状)	H27	H32 (目標)
省エネ相談件数(件/年度)【見直し】			
0	118	98	200
達成度 (%)	59.0	49.0	100
住宅用太陽光発電システムの設置戸数 (基)			
310	1,152	1,264	1,310
達成度 (%)	87.9	96.5	100

【指標の見直しについて】

「環境家計簿等による診断件数」から「省エネ相談件数」に変更しました。これは、家庭での取り組みを促進するため、今後も環境家計簿の利用促進を図るとともに、省エネ相談を取り組みに追加し、指標については環境家計簿よりも取り組み状況を把握しやすい省エネ相談件数に見直したものです。

● 日常生活のエコ

個々の家庭でのエコ活動を進めるため、まいづる環境市民会議（35頁参照）が、イベント



省エネ相談所

などで「家庭の省エネ相談所」を開設し、来場者への無料診断を実施しています。

「家庭の省エネ相談所」は、市民の皆さんの省エネへの取り組みや、月々の光熱費（電気代、ガス代、灯油代、ガソリン代）から算出された各家庭の二酸化炭素排出量を平均のデータと比較し、スタッフが家庭での省エネの取り組みをアドバイスする取り組みです。また、より詳しい省エネ診断として、環境省のうちエコ診断ソフトを用いた「うちエコ診断」の取り組みも行っています。

● 地産地消による食卓のエコ

地産地消は、生産地から食卓までの輸送距離が短い地場の生産物を食べることで、輸送に伴って発生するCO₂排出量を減らす効果があり、地域活性化や食育とともに、環境の面からも大切な取り組みです。

平成19年度から、地元産の魚やお米、季節の野菜を学校給食で使用しているほか、授業でも地元生産者等の講義を聴く機会を設けています。また、平成24年度からは、京都府内でとれた食材だけで一食分の給食を作る「まるごときょうとの日」に取り組んでいます。

● 住まいのエコ

太陽光パネルの設置コストの低下や固定価格買取制度などにより、平成27年度末において、市内の太陽光発電システム設置基数（10⁴未満）は1,264基と普及が進んでいます。平成28年7月には、太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置された方への導入支援補助金の制度を創設し、自ら再生可能エネルギーで電気を創り、貯め、賢く使う自立型エネルギーの普及を図っています。

事業所での取り組み

H17 (基準年)	H26 (現状)	H27	H32 (目標)
大規模排出事業者の省エネ法による削減目標 (t-CO ₂ /年度)			
【見直し】 314,916 →306,583	282,437	296,535	【見直し】 283,626 →276,120
達成度 (%)	97.8	93.1	100
市内事業者の環境マネジメントシステム新規導入件数(事業所/年)【見直し】			
【見直し】 12→2	4	2	【見直し】 252→20
達成度 (%)	20.0	10.0	100
省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入支援件数(件)			
0	4	7	10
達成度 (%)	40.0	70.0	100

【指標の見直しについて】

「大規模排出事業者の省エネ法による削減目標」の基準年度及び目標年度の数値について、省エネ法に基づく届出が必要な大規模排出事業者が減少したため、当該事業者の排出量を差し引いて再設定しました。

また、「市内事業者の環境マネジメントシステム導入件数」から「市内事業者の環境マネジメントシステム新規導入件数」に変更しました。これは、環境マネジメントシステムを認証取得後、それにより得たノウハウを活用して、認証機関による認証を更新せずに自己適合宣言に切り替える事業者があることから、指標を新規導入件数に変更したものです。

● 省エネに向けた取り組みの促進

市内の温室効果ガスの大規模排出事業者では、省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）や京都府地球温暖化対策条例の指定を受け、省エネなど排出量削減の取り組みを進めています。

市役所でも、「舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。ごみ焼却から排出される温室効果ガスが全体の4割を占めることから、市民の皆さんとごみの減量化・リサイクルに重点を置いて取り組むとともに、電気使用量の抑制、時間外勤務の削減、冷暖房温度の設定遵守、アイドリングストップなどを進めた結果、第1期計画期間で17.5%、第2期計画期間で9.2%の削減を達成しました。引き続き平成26年度からは、第3期計画期間の取り組みを進めています。

舞鶴市役所の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

単位 = t-CO₂

舞鶴市地球温暖化対策実行計画	基準年	基準年との比較(実績)					計画策定時の目標
	H14	H16	H17	H18	H19	H20	H20
第1期計画 平成16~20年度	28,048	26,499	26,340	24,000	24,949	23,136	26,795
	減少率	5.5%減	6.1%減	14.4%減	11.1%減	17.5%減	4.5%減
第2期計画 平成21~25年度	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H25
	21,892	21,400	21,753	20,675	20,128	20,306	21,434
	減少率	2.2%減	0.6%減	5.6%減	8.1%減	9.2%減	2.1%減
第3期計画 平成26~30年度	H24	H26	H27				H30
	26,215	24,010	25,181				24,668
	減少率	8.4%減	3.9%減				5.9%減

※各計画ごとに排出係数が異なっているため、実績と基準年の温室効果ガス排出量が異なります。
また、第3期計画から、指定管理施設が計画の対象に含まれています。

● 省エネの仕組みの活用

環境マネジメントシステム（次頁参照）は、事業所が環境負荷の少ない事業活動に自主的に取り組むための仕組みのことです。

平成27年11月には、舞鶴商工会議所及びまいづる環境市民会議の共催で「環境ビジネスセミナー」を開催し、省エネの取り組み方や、それに伴う事業の活性化を啓発したほか、環境マネジメントシステムの構築講座を実施しました。

また、環境マネジメントシステムを活用した環境への取り組みを支援するため、認証を取得する事業所への補助制度を設けています。補助の対象は国際規格であるISO14001のほか、KES、エコアクション21、エコステージなどです。平成27年度は2件の利用がありました。

● 省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入

市内の事業者の環境対策を促進するため、「中小企業地球環境対策特別融資（舞グリーン）」と「中小企業環境対策設備導入促進補助金（舞グリーン・プラス）」を設け、再生可能エネルギーや省エネルギー設備、低公害車、LED設備、屋上緑化の導入等に対する融資・補助を実施しています。制度運用開始から平成27年度末までに、舞グリーン（22年度～）は25件、舞グリーン・プラス（23年度～）は23件の利用がありました。

交通対策の取り組み

H17（基準年）	H26（現状）	H27		H32（目標）
電気自動車（EV・PHV）の普及台数（台）				
0	74	92		10,000
達成度（%）	0.7 ●	0.9 ●		100
電気自動車急速充電設備の設置数（基）				
0	7 樹	7 樹		10
達成度（%）	70.0 樹	70.0 樹		100

● クリーンエネルギー車の普及

温室効果ガスや排気ガスの排出削減と道路騒音の低減に有効なクリーンエネルギー車の普及促進のため、電気自動車の急速充電器を1基、市役所本庁前に設置しています。平成27年度末では、市役所に設置のものを含め、市内に計7基の急速充電器が設置されています。

今後は民間事業所の有料急速充電器の増加による充電インフラ網の整備が望まれるため、これまで無料開放していた市役所本庁前の急速充電器を平成28年4月に有料化しました。

また、市の公用車に電気自動車を1台配備し、市民の皆さんからの応募作品を車体にラッピングしているほか、電気自動車（EV・PHV）と、電気自動車から家庭へ電力を供給する設備の導入支援補助金を設けており、平成27年度は20件の利用がありました。



市役所本庁前の急速充電器

環境マネジメントシステムのすすめ

環境マネジメントシステム（EMS）

『環境マネジメントシステム』（Environmental Management System = EMS）は、組織や事業者等が、その運営や経営の中で自主的な環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく『環境マネジメント』のための体制・手続き等の仕組みのことです。

国内外において深刻化している地球温暖化をはじめとした環境問題には、産業界も深く関わっており、事業者にとっても、環境問題への取り組み・対応は必要不可欠なものとなっています。そのような中、EMSは非常に有効な手段として、多くの企業等によって活用されています。

導入のメリット

①企業の社会的責任（CSR）、環境負荷の低減

CSRの一つである環境問題への取り組みについての手段・証明

②コスト削減

省エネ・省資源による光熱水費削減、廃棄物削減などによる処理費削減

③経営改善

PDCA〔Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Action（改善）〕サイクルの構築など社内管理体制の効率化による経営改善、経費削減

④公共入札の加点

京都府や舞鶴市の公共工事入札における加点

⑤社外からの評価の向上、企業信用力の向上

顧客や取引先、一般市民等の環境意識向上や時流に対応した企業であることによる評価・信用

取得に必要な手続き

社内における推進体制整備、環境に係る実態把握等を行い、環境マネジメントの目標・計画・マニュアル等を作成・運用し、認証機関の審査・認証を受ける必要があります。

《EMSの種類》

国際規格であるISO14001、中小企業や公共機関向けにより取り組みやすく作成されたKES（京都 環境マネジメントシステム スタANDARD）やエコステージ、環境省が策定したエコアクション21があります。

市内の事業所がEMSを導入する場合には、補助制度が利用できます。詳しくは、生活環境課へご相談ください。